

投稿

図書館法，著作権法等の 改正と図書館

後藤 敏行

緒言

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（通称：第9次地方分権一括法，第9次一括法）が2019（令和元）年5月に成立，6月に公布された。それに伴い，図書館法等が改正された。また，著作権法の一部を改正する法律が2018（平成30）年5月に成立・公布，2019年1月に施行された（一部は公布の日から3年以内に施行）。

上記（図書館法等の改正と著作権法の改正）は別個のものであるが，図書館に与える影響が大きい最近の法改正であるという点で共通している。本稿は，上記を対象に，次の2点を目的とするものである。第一に，図書館法等の改正内容，それによって期待されること，および懸念されること等を解説する。第二に，著作権法の改正内容を解説する。最後に，図書館法等の改正に関する私見や，著作権法の改正について，図書館等にとって特に重要な点を述べる。なお，以下の法令の条項はすべて改正後のものである。

ごとう としゆき：日本女子大学家政学部

キーワード：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律，第9次地方分権一括法，第9次一括法，図書館法，著作権法

1 図書館法等の改正

1.1 何が変わったか

従来，地方自治法180条の7（「普通地方公共団体の委員会又は委員は，その権限に属する事務の一部を，当該普通地方公共団体の長と協議して，普通地方公共団体の長の補助機関である職員〔中略〕に委任し，若しくは〔中略〕補助執行させ〔中略〕ることができる」）に基づき，公立図書館に関する事務の一部を首長部局が受け持つことができた。ただし，決裁の手続きの権利等，最終的な権限は教育委員会に残るものであった。つまり，「ある自治体が図書館を首長部局の所管とした」，「首長部局に図書館を移管した」といった表現が図書館界で用いられることが従来からあったが，正確な意味での所管や移管ではなかった。

第9次一括法の制定に伴い，社会教育法，図書館法，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下，地教行法）等が改正され，公立図書館に関する事務を教育委員会から首長部局へ移管すること（管轄を変えること）ができるようになった。改正の要点は次のように整理することができる。

地方公共団体は，社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じたうえで，条例で定めることによって，公立図書館の設置，管理および廃止に関する事務（以下，公立図書館に関する事務）を地方公共団体の長（以下，首長）が所

表 1 図書館法の新旧対照表

※下線部分は改正部分

新	旧
<p>(協力の依頼)</p> <p>第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の<u>教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）</u>に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（<u>特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長</u>）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（<u>特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長</u>）が任命する。</p>	<p>(協力の依頼)</p> <p>第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の<u>教育委員会</u>に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。</p>

管することとすることができる（地教法 23 条 1 項。担保措置については本稿 1.3）。

上の場合、その地方公共団体を特定地方公共団体と呼ぶ（図書館法 8 条）。首長の管轄になった公立図書館を特定図書館と呼ぶ（図書館法 13 条 1 項）。また、第 9 次一括法は公立図書館だけでなく、博物館、公民館等、社会教育に関するほかの公立教育機関についても同じことができると定めている。首長の管轄になったものを特定社会教育機関と呼ぶ（地教法 23 条 1 項 1 号）。首長が管理執行することになった事務を特定事務と呼ぶ（社会教育法 5 条 3 項）。

従来、教育委員会の職務だった公立図書館に関

する事務が、特定地方公共団体では、首長の職務になる。それに伴い、図書館法の条文が変わった箇所は次のとおりである（新旧の正確な対照は表 1)¹⁾。

- 8 条の一部（総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して、都道府県の教育委員会が協力を求める対象）
- 13 条（必要と認める専門的職員、事務職員および技術職員を公立図書館に置く主体）
- 15 条（図書館協議会の委員を任命する主体）

上のほかにも、教育委員会がかかわる箇所が図

書館法にはある（7条、8条の一部、25条、29条2項）。だが、以下のような研修や助言等は、社会教育機関の設置者としての事務ではないため、特定事務を首長が管理執行する場合でも、教育委員会が引き続き行う。すなわち、以下の条文に変更はない。

- 7条（司書、司書補に対する研修を行う主体は、従来どおり、都道府県の教育委員会）
- 8条の一部（総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求める主体は、従来どおり、都道府県の教育委員会）
- 25条、29条2項（私立図書館に対する必要な報告を求めたり、指導・助言を与えたりする主体は、従来どおり、都道府県の教育委員会）

1.2 何が期待され、何が懸念されるか

公立図書館に関する事務を教育委員会から首長部局へ移管することのメリットとして期待されているものとして、例えば以下が挙げられる。

- 首長部局への移管によって、観光や産業、地域振興、健康福祉等の担当部署と連携がしやすくなる。そのことによって、公立図書館が、急激な過疎化や高齢化といった課題を抱える地域の活性化に寄与したり、住民交流やまちづくりの場になったり、住民のスキルアップや就労等を支援したり（例えば仕事に関する学び直し講座や起業セミナーの開催等）、さまざまな分野の情報拠点となったりすることができる。
- 公立図書館と他部署と一緒に補助金を申請したり、首長が図書館を重視することによって、予算が潤沢になる。
- 観光や福祉等の分野の専門図書館をつくりやすくなる等、細やかな社会のニーズに応えやすくなる。

一方、以下のようなデメリットが生じるのではないかと懸念されてもいる。

- 資料収集や提供（閲覧制限等）に首長の意向を反映させてしまい、図書館の自由を守れなくなる。
- 首長が変わると重点政策も変わり、どの部署に重点を置くのかも変わる。そのため、公立図書館の安定的な運営や、他部署との安定的・継続的な連携が保障されない。例えば、図書館が政策の柱になったり、ならなかったり、頻繁に変わる。あるいは、資料やレファレンスサービスの質を重視していた図書館が、急に、入館者等の数を重視する図書館に変わる。
- 他部署との連携という名目で、図書館と他部署を兼務する職員が増え、図書館の人員が実質的に減少する。
- 首長部局の所管でない、学校図書館等との連携が図りにくくなる。

1.3 担保措置等

上のようなデメリットが発生しないようにするための担保措置として、以下のような規定が設けられた（以下は条文の引用はなく、要約である。正確な条文は、例えば文末注1を参照）。

- 特定図書館の管理運営に関する規則の制定を行う際、首長はあらかじめ教育委員会に協議しなければならない（地教行法33条3項）。
- 特定事務のうち、教育委員会が所管する学校、社会教育施設等における教育活動と密接な関連を有するものとして規則で定めるものの実施にあたっては、首長は教育委員会の意見を聴かなければならない。また、規則を制定・改廃しようとするときは、首長はあらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならない（社会教育法8条の2）。
- 教育委員会は、必要と認めるときは、特定事務について首長に対して意見を述べることができる（社会教育法8条の3）。

また、担保措置として、例えば次のような趣旨の議論がされたこともある²⁾。

- 社会教育に関し見識のある者から構成される会議を設置し、図書館の事業内容について、首長または教育委員会に意見を述べることをとする。図書館協議会は館長に対して意見を述べる機関であるが（図書館法 14 条）、この会議は、上記のとおり、首長または教育委員会に意見を述べる。
- 図書館の運営状況の評価や情報発信を一層推進するとともに、図書館協議会を積極的に活用する。

さらに、都道府県・指定都市教育委員会教育長および首長宛の、文部科学省総合教育政策局長による通知文書では、留意事項のなかで、次のとおり述べている。上記のデメリットが生じないよう注意を喚起しているものと思われる³⁾。

地方公共団体の判断により、その長が特定社会教育機関を所管することとなった場合であっても、当該機関が社会教育法、図書館法、博物館法等に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されることが重要であること。また、法律及び法律に基づく基準等を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営状況の評価・情報発信、審議会や協議会等の積極的な活用等が重要であること。

地方公共団体の長が特定社会教育機関を所管することとなった場合であっても、教育委員会には、総合教育会議等を積極的に活用しながら、首長部局や NPO 等の多様な主体との連携・調整等を行い、社会教育の振興のけん引役としての積極的な役割を果たしていくことが求められること。

2 著作権法の改正

著作権法の一部を改正する法律が 2018 年 5 月に成立・公布され、2019 年 1 月に施行された（た

だし、教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（35 条等。下記 2.2）については、公布の日から 3 年以内に施行される）。改正のポイントは 4 つに大別できる⁴⁾。

2.1 デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

情報通信技術の進展等の、時代の変化に柔軟に対応できるよう、著作物の市場に悪影響を及ぼさない一定の利用について、適切な柔軟性を備えた権利制限規定の整備が行われた。

電子計算機を用いた情報処理により新たな知見または情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する行為（所在検索サービスや情報解析サービス等）を行う者は、必要と認められる限度において、当該行為に付随して、著作物の軽微な利用（「軽微利用」。著作物のうち利用に供される部分の割合や量、利用に供される際の表示の精度、その他の要素に照らし軽微なもの）を行うことができることになった（47 条の 5 第 1 項）。また、当該行為の準備のための複製等も可能になった（同 2 項）。

これにより、例えば、特定のキーワードを含む書籍を検索し、その書誌情報や所在に関する情報と併せて、書籍中の当該キーワードを含む文章の一部を提供するような書籍検索サービスや、大量の論文をデジタル化して検索可能としたうえで、検証したい論文について、他の論文からの剽窃の有無や剽窃率、剽窃箇所に対応するオリジナルの論文の本文の一部を表示するような論文剽窃検証サービス等が、権利者の許諾なく行えるようになった。

また、技術の開発等のための試験の用に供する場合や、情報解析の用に供する場合等、「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」の場合には、必要と認められる限度において、著作物を利用することができることにもなった（30 条の 4）。

これにより、例えば、人工知能の開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録する行為等が、権利者の許諾なく行えるようになった。

さらに、電子計算機における利用に供される著作物は、本来の利用を円滑または効率的に行うために、本来の利用に付随する利用に供することを目的とする場合や、電子計算機における利用を行うことができる状態を維持、または利用ができる状態に回復することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、利用することができることになった(47条の4)。

これにより、例えば、ネットワークを通じた情報通信処理の高速化を行うためにキャッシュを作成する行為や、メモリ内蔵型携帯音楽プレイヤーを交換する際に一時的にメモリ内の音楽ファイルをほかの記録媒体に複製する行為等が、権利者の許諾なく行えるようになった。

2.2 教育の情報化に対応した 権利制限規定等の整備

ICT (information and communication technology : 情報通信技術) の活用により、教育の質の向上や機会の充実等を図るため、文化庁長官が指定する単一の団体 (指定管理団体) への補償金 (授業目的公衆送信補償金) の支払いを条件として、遠隔合同授業以外の公衆送信全般を権利者の許諾なく行えるようにするとともに、指定管理団体および補償金関係業務の実施に関し必要な規定の整備が行われた (35条, 104条の11~104条の17)。

詳しく説明すると、以下のとおりである。従来、営利を目的として設置されているものを除く学校その他の教育機関において、教育を担任する者および授業を受ける者は、同時中継の遠隔合同授業 (遠隔地にある複数の教室間で中継して同時に行う授業) のために、公表された著作物を公衆送信することが、無許諾で可能だった。その他の公衆送信は、そのつど個々の権利者の許諾とライセンス料の支払いが必要であった。

改正によって、35条 (学校その他の教育機関における複製等に係る権利制限規定) において、遠隔合同授業以外のための公衆送信全般を対象にした。かつ、改正によって新たに権利制限の対象となる公衆送信については、権利者に補償金を受け権利を付与することとした (補償金が従来必

要なかった、同時中継の遠隔合同授業のための公衆送信は、無償を維持)。

これにより、例えば、他人の著作物を用いて教員が作成した教材を、予習・復習用に児童生徒にメール送信することや、オンデマンド授業で公衆送信すること、送信側に教員のみがおり児童生徒がいない、いわゆるスタジオ型のリアルタイム配信授業において公衆送信すること等について、指定管理団体への授業目的公衆送信補償金の支払いを条件として、権利者の許諾なく行えるようになった。

また、近年の動画投稿サイトにおけるコンテンツの充実に伴い、教育現場ではそのようなサイトに投稿されている動画を活用する場面が増加している。動画投稿サイトのコンテンツを、パソコンのディスプレイ等を用いて児童生徒に視聴させる行為は、権利者の「公の伝達権」(23条2項) が働くことになる。上のような行為を権利者の許諾なく行えるようにすることは、35条の趣旨に照らして妥当であることから、今回の改正に伴い、公の伝達についても権利制限の対象とし、権利者の許諾が不要になった。

なお、公の伝達は、権利者に与える不利益は公衆送信と比べても小さく、軽微であると評価できることから、補償金請求権の対象とはしないことになった。

104条の11から104条の17で、指定管理団体の指定の基準や補償金の額等について定めている。2019年2月、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) が指定管理団体として指定された⁵⁾。

2.3 障害者の情報アクセス機会の 充実に係る権利制限規定の整備

マラケシュ条約 (盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約) をわが国が締結するための国内法整備として、視覚障害者等が対象となっていた規定 (37条) を見直した。大きなポイントが3点ある。

第一に、受益者の範囲を拡大した。従来は、視覚障害やディスレクシア (学習障害の一種で、識

字障害、読字障害等ともいう)等で著作物を視覚的に認識できない人を本条は対象にしていた。改正後は、肢体不自由等により書籍を持ったりページをめくったりできない人等が含まれるようになった。すなわち、37条3項が「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」という表現を用いた規定になり、それらの人々を指して「視覚障害者等」と呼ぶことになった。

第二に、権利制限の対象となる著作物の利用行為も拡大した。従来、権利制限の対象となる行為として、複製および自動公衆送信を同項は定めていた。それに基づき、著作権法施行令2条1項が定める図書館等は、著作物を視覚障害者等が利用するために必要な形式(音訳や拡大図書、DAISY等)にしたうえで、視覚障害者等にウェブサイトからそれらをダウンロードしてもらうことが、権利者の許諾なくできた。

しかし著作権法37条3項では、公衆送信のうち自動公衆送信以外のものが権利制限の対象となっておらず、例えば、電子メールで障害者に対しDAISY等の送付を行うメール送信サービスは権利制限の対象外だった。一方、高齢の視覚障害者等を対象とするメール送信サービスの需要は高いとされていた。そのため、メール送信サービス等も権利制限の対象となるよう、規定が改められた。

第三に、視覚障害者等のための書籍の音訳等を権利者の許諾なく行うことが認められる者として、従来、身体障害者福祉法の視聴覚障害者情報提供施設(点字図書館等)、公共図書館や学校図書館、大学図書館、国立国会図書館等が定められていた。改正後は、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人(法人格を有しないボランティア団体等も含む)で一定の要件を満たすものも含まれるようになった(著作権法施行令2条1項)。

2.4 アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

大きく分けて3点の改正があった。

第一に、美術の著作物または写真の著作物を原作品により公に展示する者(原作品展示者)は、観覧者に展示する著作物(展示著作物)の解説・

紹介をするために必要と認められる限度において、紙の小冊子への掲載(従来から可能)に加えて、タブレット端末等の電子機器への著作物の自動公衆送信等を行うことができることになった(47条1項, 同2項)。

これにより、例えば、会場で貸し出される電子機器を用いて、作品の細部を拡大して制作手法を解説することや、展示方法の制約上、観覧者が目視しづらい立体展示物の底面や背面の造形を解説すること等が、権利者の許諾なく行えるようになった。

上記に加えて、原作品展示者および「これに準ずる者として政令で定めるもの」は、展示著作物の所在に関する情報を公衆に提供することを目的とする場合に、必要と認められる限度において、展示著作物の複製または公衆送信を行うことができることになった(47条3項)。

これにより、例えば、ウェブサイトやメールマガジンで展覧会に関する情報提供を行う際に、併せて、展示作品のサムネイル画像(小さな画像)を掲載・送信すること等が、権利者の許諾なく行えるようになった。

以上は、図書館や博物館等での展示会にもかわる改正である。ただし上記のとおり、美術の著作物または写真の著作物に関する規定であり、図書館資料の多くを占める、言語の著作物には適用されない。

第二に、国および地方公共団体、「その他これらに準ずるものとして政令で定める法人」が裁定制度(著作権者が不明である等の理由により、権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、著作物を利用することができる制度)を利用する際、従来は事前に補償金の供託が必要であったが、それを不要とし、権利者が現れた後に補償金を支払うこととした(67条2項)。

権利者が現れるケースは少ない一方、補償金の算出が複雑なことや、国や地方公共団体は、権利者が現れたときに補償金の支払を確実に行うことができることを背景にした改正である。

第三に、従来、国立国会図書館がデジタル化した絶版等資料は、国内の図書館に対してデジタルデータを自動公衆送信することができた。改正後

は、外国の図書館（「外国の施設で政令で定めるもの」）にもそれが可能になった（著作権法31条3項）。これにより、日本研究を行っている外国の図書館等に、国立国会図書館がデジタル化した絶版等資料のデジタルデータを提供できるようになった。

なお、以上解説した各改正と同じ2018年、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」（通称：TPP11整備法、TPP整備法改正法）が成立、施行された。そのなかで、著作権の存続期間が、著作物の創作のときに始まり、作者の死後70年存続することに改められた（従来は50年存続。著作権法51条。なお、無名または変名（ペンネーム等）の著作物や、団体名義の著作物の保護期間は、公表後70年（52条、53条）。映画の著作物の保護期間は、従来から70年（54条））。この点についても留意が必要である。

結び

公立図書館に関する事務を首長の所管とすることに対して、図書館関係者・関係団体からは、批判的な意見が目立つ⁶⁾。文末注6に挙げた文献等のうち、肯定的な考え方を提示している（ようにも読める）のは田中論文のみである。だが、本稿1.2で指摘したメリット、デメリットはいずれも、現段階では「このような可能性があるのではないか」というものであり、法改正の是非を現時点で予断することは難しい。この先の各地方公共団体の政策、実態、そしてそれらの検証が非常に注目される⁷⁾。特定図書館に関する事例の報告等も今後出てくると思われる。「こうであってほしい」、「こうであるはずだ」という願望等を投影した報告等ではなく、客観的なものが登場することが望まれる。

著作権法の改正に関しては、図書館の広範な業務全体を考えれば、改正内容のほぼすべてが何らかの形で図書館にかかわるともいえるが、図書館等にとって特に重要な点として、以下を挙げておく。

- デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備（本稿2.1）：特定のキーワードを含む書籍を検索し、その書誌情報や所在に関する情報と併せて、書籍中の当該キーワードを含む文章の一部分を提供するような書籍検索サービスが特に注目される。国立国会図書館等、図書館や関係機関が開発するのか、民間企業が開発するのか、あるいは両者が競合したり、協働したりするのはわからないが、利用者に有用なサービスの登場を期待したい。
- 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（本稿2.2）：図書館資料を用いて教員が作成した教材を公衆送信しようとする等の場合に、何をすることが、どのような条件で可能なのか、特に学校図書館関係者や大学図書館関係者は理解しておくべきである。
- 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備（本稿2.3）：法改正によって、かつ、本稿では詳しく扱わず、言及するにとどまるが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2013年制定、2016年施行）や、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称：読書バリアフリー法）の制定（2019年）等にもよって、図書館における視覚障害者等へのサービスにおいて、制度上可能なことが拡充した。今後は、サービスを実現する人的体制、およびそれを保障する予算の確保が重要となる。
- アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等（本稿2.4）：国、地方公共団体、「その他これらに準ずるものとして政令で定める法人」が裁定制度を利用する際、従来は必要だった事前の補償金の供託が不要になった。現状、政令で定める法人に該当するものは、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、日本放送協会である（著作権法施行令7条の6）。これらを、例えばアーカイブを担おうとする私立大学や財団・社団・非営利団体等にまで今後さらに広げていけるか、注視したい⁸⁾。

<注>

- 1) 文部科学省. “第9次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号））による社会教育関係法律等の改正（令和元年6月）”.

http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1417789.htm, (参照 2019-09-26).

なお、本章全体について、文末注2に挙げるウェブページのほか、例えば以下も参考になる。

文部科学省. “公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ 議事要旨・議事録・配付資料”.

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/012/giji_list/index.htm, (参照 2019-09-26).

文部科学省. “地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について（通知）”.

http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1417798.htm, (参照 2019-09-26).

- 2) 中央教育審議会生涯学習分科会. “公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ”. 文部科学省.

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/toushin/1414209.htm, (参照 2019-09-26).

- 3) 文部科学省総合教育政策局長. “地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について（通知）”. 文部科学省.

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afeldfile/2019/06/10/1417797_1.pdf, (参照 2019-09-26).

- 4) 井上奈智. 著作権法改正とマラケシュ条約とTPP11による図書館実務への影響. 図書館雑誌. vol.113, no.2, 2019, p.72-74.

文化庁. “著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について”.

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/, (参照 2019-09-26).

文化庁. “著作権法の一部を改正する法律（平成30年改正）について（解説）”.

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_11.pdf, (参照 2019-09-26).

文化庁次長. “著作権法の一部を改正する法律等の公布・施行について（通知）”. 文化庁.

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_12.pdf, (参照 2019-09-26).

南亮一. 2018年の著作権法改正の大学図書館への影響について. 大学の図書館. vol.38, no.4, 2019, p.50-52.

- 5) 文化庁. “授業目的公衆送信補償金に係る指定管理団体の指定について”.

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/1413647.html>, (参照 2019-09-26).

- 6) 田中伸樹. 首長権限と図書館行政. 図書館学. no.106, 2015, p.9-16.

図書館問題研究会委員長. “図書館を含む社会教育機関の首長部局への所管を可能にする「第9次地方分権一括法案」に反対します（声明）”. 図書館問題研究会.

<http://tomonken.sakura.ne.jp/tomonken/statement/chihoubunken/>, (参照 2019-09-26).

長澤成次. 文部科学省の組織再編案と公立社会教育施設の所管問題をめぐって. みんなの図書館. no.498, 2018, p.2-10.

中野陽子. 図書館を教育委員会から首長部局へ移管することの問題点. みんなの図書館. no.498, 2018, p.18-23.

日本図書館協会. “日本図書館協会の見解・意見・要望”.

<http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=3973>, (参照 2019-09-26).

松岡要. 長部局所管への動きと「地域の課題解決」を考える 図書館はなぜ教育委員会が所管するのか. 出版ニュース. no.2483, 2018, p.4-10.

樋水三千男. 図書館のあり方を考える上で教育委員会の所管が必要である 社会教育施設を知事部局に移管することへの疑問. 出版ニュース. no.2489, 2018, p.13-19.

- 7) 実際、第9次一括法案に対する衆参両院の附帯決議は、政府が、「本法の公立社会教育施設に関する規定の施行後三年を目途として、その施行状況を検証し、必要があると認める場合には、社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行う」べきだとしている。

文部科学省. “地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（平成31年4月25日 衆議院地方創生に関する特別委員会）（社会教育関係抜粋）”.

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afeldfile/2019/06/07/1417797_5.pdf, (参照 2019-09-26).

文部科学省. “地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和元年5月30日 参議院内閣委員会）（社会教育関係抜粋）”.

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afeldfile/2019/06/07/1417797_6.pdf, (参照 2019-09-26).

- 8) 福井健策. “改正著作権法をじっくり俯瞰する～ガンツ先生なら、はたして何点をつけるのか?”. 骨董通り法律事務所.

<https://www.kottolaw.com/column/001689.html>, (参照 2019-09-26).

(2019.9.28 受理)